

令和四年政令第二百九号

労働者協同組合法施行令

内閣は、労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）第五條第一項、第七條第二項、第三十二條第五項、第三十八條第三項（同法第百八十八條第一項において準用する場合を含む。）、第四十條第六項及び第四十五條第九項（これらの規定を同法第九十四條第二項（同法第百二十三條において準用する場合を含む。）及び第百八十八條第一項において準用する場合を含む。）、第五十條（同法第百八十八條第一項において準用する場合を含む。）、第五十三條第四項及び第七項（これらの規定を同法第百八十八條第二項において準用する場合を含む。）、第五十四條第四項、第五十七條第二項、第九十四條（同法第百二十三條において準用する場合を含む。）並びに第九十八條第一項並びに附則第八條第一項及び第十五條第一項（同法附則第十九條において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（労働者協同組合が行うことができない事業）

第一條 労働者協同組合法（以下「法」という。）第七條第二項に規定する政令で定める事業は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二條第三号に掲げる労働者派遣事業とする。

（組合員以外の者からの監事の選任を要する労働者協同組合の範囲）

第二條 法第三十二條第五項の政令で定める基準は、事業年度の開始の時ににおける組合員の総数が千人であることとする。

2 労働者協同組合（以下「組合」という。）の事業年度の開始の時ににおける組合員の総数が新たに千人を超えることとなった場合においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該組合は、法第三十二條第五項の政令で定める基準を超える組合に該当しないものとみなす。

3 組合の事業年度の開始の時ににおける組合員の総数が新たに千人以下となった場合においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該組合は、法第三十二條第五項の政令で定める基準を超える組合に該当するものとみなす。

（組合等の理事及び監事について準用する会社法の規定の読替え）

第三條 法第三十八條第三項の規定により組合の理事及び監事について会社法（平成十七年法律

第八十六号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

Table with 4 columns: Original text, Replacement text, and two columns for specific references (e.g., Article 338, 339, 340).

2 前項の規定は、法第百八十八條第一項において準用する法第三十八條第三項の規定により労働者協同組合連合会（以下「連合会」という。）の理事及び監事について会社法の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前項の表第百八十一條第二項の項中「監査会設置組合以外の組合」とあるのは「連合会」と、同表第百八十一條第三項の項中「監査会設置組合以外の組合の子会社（労働者協同組合法第三十二條第五項第二号に規定する子会社）」とあるのは「連合会」と、同表第百八十六條第一項（第一号に係る部分に限る。）の項及び第百八十六條第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の項中「労働者協同組合法」とあるのは「労働者協同組合法第百八十八條第一項において準用する同法」と、「監査会設置組合以外の組合」とあるのは「連合会」と、同項において準用する同法」と読み替えるものとする。

Table with 4 columns: Original text, Replacement text, and two columns for specific references (e.g., Article 338, 339, 340).

各取締役及び各監査役（同じ。）にあっては、各監査員（同法第五十四條第二項に規定する監査員をいう。次項において同じ。）

Table with 4 columns: Original text, Replacement text, and two columns for specific references (e.g., Article 338, 339, 340).



